

建設業法上の金額要件の見直しについて

令和4年12月
府中市監理課

1 建設業法施行令の改正について

社会経済情勢の変化を踏まえ、建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が令和5年1月1日から施行されます。それに伴い、本市の契約制度についても改正を行います。

2 背景

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっていることを踏まえ、建設業法施行令が改正されました。

3 改正の概要

(1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引き上げ

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては 6,000 万円から 7,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 4,000 万円から 4,500 万円にそれぞれ引き上げます。

(2) 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引き上げ

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては 7,000 万円から 8,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 3,500 万円から 4,000 万円にそれぞれ引き上げます。

※本市が発注する建設工事の現場代理人、主任技術者等の兼務に関する基準についても、建築一式工事にあつては 7,000 万円から 8,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 3,500 万円から 4,000 万円にそれぞれ引き上げます。